

イノシシの保護及び管理に関する検討会開催要綱

1. 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）の作成のためのガイドラインが策定されているイノシシを対象として、以下の目的でイノシシの保護及び管理に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

【被害低減を目的とした個体数管理】

- ・多くの自治体を実施することを想定した個体数のモニタリング方法
- ・管理の目的に合った目標個体数（密度）の設定について
- ・捕獲（個体数の低減）と被害低減の効果検証方法

【総合的な対策実施の推進】

- ・総合的な対策を実施するための関係機関の連携強化に向けて必要な取り組み
- ・総合的な対策を進める上で必要な人材の育成や確保・配置

2. 構成及び運営

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。
- (3) 検討会は、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則公開とし、会議資料及び議事概要は環境省のホームページ上で公表する。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

(附則) この要綱は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。

(平成 26 年 12 月 8 日、令和 2 年 2 月 18 日一部改正)

イノシシの保護及び管理に関する検討会 検討委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
池田 敬	岐阜大学 応用生物科学部附属 野生動物管理学研究センター 特任准教授
小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
平田 滋樹	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 上級研究員
丸山 哲也	栃木県林業センター研究部 森林チーム 特別研究員
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授